

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年3月29日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 原乳 (Raw Milk), キノコ類 (Mushrooms), 野菜類 (Vegetables), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat).

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年3月29日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鵜ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、 平泉町 、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、気仙沼市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬崎町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城県、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城県
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年3月29日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、 足利市 、 栃木市 (旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、 高根沢町 、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クワタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町	
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬭恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)
	コイ	並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。		
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

福島県		出荷制限
クサソテツ(こごみ)	H23.8.9～	福島市、桑折町
	H24.8.1～	福島市、伊達市、郡山市、三春町
	H24.8.2～	川俣町
	H24.8.7～	田村市、吉野町
	H24.8.10～	二本松市、大玉村
	H24.8.20～	郡山市
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H27.8.10～	広野町
	H28.4.24～H29.9.11解除	会津美里町
	H27.4.30～	南相馬市
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H24.8.2～	福島市、二本松市
	H24.8.7～	郡山市、白河市、喜多方市、会津高田町、楢葉町、飯沼町
	H24.8.10～	伊達市、郡山市、大野町、楢葉町、下郷町、大玉村、南相馬市、藤川村
	H24.8.14～	喜望峯町、いわき市、川俣町、石川町、天栄町
	H24.8.17～	喜折町、喜賀代町
	H24.8.7～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.14～	喜茂村
	H24.8.19～	福島市、南相馬市、会津町、南会津町、磐梯町、泉崎村
	H24.8.20～	三島町、川内村
	H24.8.22～	湯川町、高野町
コシアブラ	H24.8.29～	本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、早田町、伊達市
	H24.8.29～	三春町
	H24.8.9～	会津喜多川町、鏡石町
	H24.8.9～	倉山町
	H24.8.10～	昭和町
	H24.8.29～	喜金満町
	H24.8.9～	只見町
	H24.8.2～	いわき市、二本松市
	H24.8.10～	福島市
	H24.8.24～	川俣町
コシアブラ (野生のものに限る。)	H24.8.1～	南相馬市
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.19～	喜茂村
	H24.8.20～	川内村
	H24.8.29～	本宮市、喜望峯町
	H24.8.10～	田村市
	H24.8.14～	喜賀代町
	H27.8.28～	喜茂村
	H24.8.19～	喜折町、喜望峯町
	H24.8.19～	天栄町
ゼンマイ	H24.8.9～	福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町
	H24.8.19～	伊達市、喜望峯町、喜茂村
	H24.8.11～	喜望峯町、喜茂村
	H27.8.28～	南相馬市
	H28.1.30～	本宮市
	H24.8.10～H24.8.11一部解除	いわき市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.17～H27.8.19一部解除	喜多方市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.17～H24.8.24一部解除	福島市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.29～	南相馬市
	H24.8.11～	湯川村
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.19～	二本松市、喜望峯町
	H24.8.20～	川内村
	H24.8.29～	本宮市、喜望峯町
	H24.8.10～	田村市
	H24.8.14～	喜賀代町
	H27.8.28～	喜茂村
	H24.8.19～	喜折町、喜望峯町
	H24.8.19～	天栄町
	H24.8.9～	福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町
ワラビ	H24.8.10～	伊達市
	H24.8.10～H24.8.11一部解除	いわき市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.17～H27.8.19一部解除	喜多方市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.17～H24.8.24一部解除	福島市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
	H24.8.29～	南相馬市
	H24.8.11～	湯川村
	H24.8.30～	喜望峯町
	H24.8.14～	喜茂村
	H24.8.19～	二本松市
	H24.8.14～	喜望峯町
ワラビ(野生のものに限る。)	H23.8.2～H25.10.21解除	福島市、伊達市、桑折町
	H24.8.9～	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.8.6～H27.8.19解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.6～H25.10.21解除	喜望峯町
	H23.8.6～H24.7.11解除	相馬市
	H24.8.29～	福島市、南相馬市
	H24.1.10～H27.1.29解除	いわき市
	H23.12.21～H24.1.17解除	福島市
	H23.10.14～H23.1.8解除	伊達市
	H24.8.20～	伊達市、南相馬市
ユズ	H24.9.28～H27.12.3解除	二本松市
	H24.10.12～H26.11.17解除	いわき市
	H23.12.9～H26.11.17解除	相馬市
	H24.8.9～	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.12.9～H25.12.25解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	福島市(旧大宮生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.11.15～H25.11.7一部解除	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.12.25～H26.3.13一部解除	湯川村(旧長沼町の区域に限る。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	郡山市(旧高野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	二本松市(旧小浜町及び旧津川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
クリ	H23.1.4～H26.8.9一部解除	桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)
	H24.10.7解除	福島市(旧立子山村の区域に限る。)
	H25.2.18～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
	H25.3.5～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
	H25.3.29～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.5.17一部解除	伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.7.10一部解除	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.11.7一部解除	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.11.7一部解除	本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)
	H25.12.18～H27.6.23一部解除	南相馬市(旧大田村の区域に限る。)
キウイフルーツ	H26.12.17～H27.6.23一部解除	本宮市(旧白岩村に限る。)
	H26.12.17～H27.6.23一部解除	大玉村(旧大山村に限る。)
	H23.11.17～	福島市(旧小野村の区域に限る。)
	H23.11.29～	伊達市(旧小野村及び旧吉野町の区域に限る。)
	H24.12.8～	福島市(旧高野村の区域に限る。)
	H24.12.8～	二本松市(旧津川村の区域に限る。)
	H24.12.19～	伊達市(旧佐倉村及び旧富野村の区域に限る。)
	H24.12.19～	伊達市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
	H24.12.19～	伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)
	H24.12.19～	伊達市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
大豆	H23.12.9～H25.12.25解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	福島市(旧大宮生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.11.15～H25.11.7一部解除	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.12.25～H26.3.13一部解除	湯川村(旧長沼町の区域に限る。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	郡山市(旧高野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H26.3.13一部解除	二本松市(旧小浜町及び旧津川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
	H23.1.4～H26.8.9一部解除	桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)
	H24.10.7解除	福島市(旧立子山村の区域に限る。)
	H25.2.18～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
	H25.3.5～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
枝豆(平成23年度)	H25.3.29～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.5.17一部解除	伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.7.10一部解除	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.11.7一部解除	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.11.7一部解除	本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)
	H25.12.18～H27.6.23一部解除	南相馬市(旧大田村の区域に限る。)
	H26.12.17～H27.6.23一部解除	本宮市(旧白岩村に限る。)
	H26.12.17～H27.6.23一部解除	大玉村(旧大山村に限る。)
	H23.11.17～	福島市(旧小野村の区域に限る。)
	H23.11.29～	伊達市(旧小野村及び旧吉野町の区域に限る。)

※ 〇箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

Table with columns: 都道府県 (Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restriction), and 備考 (Remarks). The table lists various prefectures and their corresponding shipping restrictions for food products, including specific dates and locations affected by nuclear disaster countermeasures.

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

青森県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～H27.11.20解除：十和田市(ナラタケを除く。)
		H24.10.28～H27.11.20解除：十和田市(ナラタケに限る。)
水産物	マダラ	H24.10.28～H29.3.31解除：陸上町(ナラタケに限る。)
		H24.10.28～H29.3.31解除：陸上町(ナラタケに限る。)
青森県東通村原産地灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町榎岬灯台の正東の線、最大高潮時海岸線上青森県手巾原町の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
岩手県		出荷制限
農作物	タケノコ	H24.8.31～：一関市、奥州市
		H24.8.30～：奥州市(下野の区域を除く。)
農作物	原木クワガ(露地栽培)	H24.5.30～H27.1.1解除：一関市、田代町、田代田町、田代町、田代町、田代町及び田代町の区域に限る。)
		H24.11.2～：一関市、奥州市
農作物	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市、奥州市、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	野良類	H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	コシアブラ	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	セリ(野生のものに限る。)	H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	ゼンマイ	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
農作物	ワケギ(野生のものに限る。)	H24.4.19～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H24.4.20～H27.1.1解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(田代清水村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(田代清水村の区域に限る。)
穀類	ソバ	H24.11.13～H25.4.11解除：奥州市(田代町の区域に限る。)、一関市(田代町の区域に限る。)
		H24.11.30～H25.4.11解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
ススキ	クロダイ	H24.10.25～H27.11.20解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.10.25～H27.11.20解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.5.4～H25.9.30解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線及び
		H24.5.4～H25.9.30解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線及び
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～H27.9.30解除：磐井川(支流を含む。)
		H24.5.8～H27.9.30解除：磐井川(支流を含む。)
水産物	ウグイ	H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石巻ダムの上流、石巻ダムの上流、入船ダムの上流、新所ダムの上流、外山ダムの上流、田沼ダムの上流、網代ダムの上流、亘沢ダムの上流及び早池埜ダムの上流を除く。)
		H24.6.12～H27.3.10解除：矢野川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H24.5.11～H25.8.25解除：大川(支流を含む。)
		H24.5.11～H25.8.25解除：大川(支流を含む。)
肉	クマの肉	H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	シカの肉	H24.7.28～：全域
		H24.7.28～：全域
肉	ヤマブシの肉	H24.10.28～：全域
		H24.10.28～：全域
宮城県		出荷制限
農作物	タケノコ	H24.5.1～H27.2.4解除：白石市
		H24.5.1～H27.2.4解除：白石市
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
農作物	原木クワガ(露地栽培)	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
農作物	原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
農作物	野良類	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
農作物	ワケギ(野生のものに限る。)	H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
		H24.5.1～H27.2.4解除：丸森町(下野の区域を除く。)
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.3.19一部解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.3.19一部解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
穀類	ソバ	H24.11.16～H25.4.11解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
		H24.11.16～H25.4.11解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
ススキ	クロダイ	H24.12.14～H25.2.25解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
		H24.12.14～H25.2.25解除：奥州市(田代町の区域に限る。)
水産物	マダラ	H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.11解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線及び
		H24.5.30～H25.4.11解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線及び
水産物	マダラ	H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒシツツ	H24.5.8～H25.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.8～H25.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜姥半島最大高潮時海岸線に至る線
肉	牛の肉	H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	シカの肉	H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.8.1～H24.8.1解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

※()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

Table with columns for Prefecture (山形県, 秋田県, 新潟県), Product Type (肉, 魚, 水産物, 卵, 野菜類, その他), and specific product details. The table lists various agricultural and animal products and their corresponding prefectural administrative regions.

※この欄は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

福井県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10～H25.1.23解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.10～H25.3.28解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.3.30～H27.8.23解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉	H24.8.30～H25.1.23解除：金ヶ崎(県の実定めの出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.3.30～H25.1.23解除：金ヶ崎(県の実定めの出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	シカの肉	H24.8.30～H25.1.23解除：金ヶ崎
	茶	H24.3.30～H25.3.28解除：大野市 H24.8.20～H25.5.31解除：美加市
静岡県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	かき	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.28～：岡原町、東野町、藤枝市 H24.10.10～：高山市 H24.10.18～：豊中町 H24.9.28～：長岡市 H24.11.19～：大井町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：菅原川のうち福島県から富山電力株式会社豊田発電所菅原川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：南川川(支流を含む。) H24.4.27～H24.4.28解除：小中川(支流を含む。)及び藤ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.23解除：菅原川のうち福島県から富山電力株式会社豊田発電所菅原川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：金ヶ崎
	クマの肉	H24.9.10～：金ヶ崎
	シカの肉	H24.11.14～：金ヶ崎
	ヤマツルの肉	H24.12.28～：金ヶ崎
その他	茶	H23.3.20～H24.2.28解除：浜松市 H23.8.30～H24.7.18解除：浜川市
	埼玉県	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：磯部町、曾根町 H24.10.29～：土岐が丘町 H24.11.2～：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：船橋市、香取市、多古町
	レンゲス、ナンゴクサイ、ヤンギ	H23.4.4～4.22解除：船橋市
	バセリ	H23.4.4～4.22解除：船橋市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：船橋市
	ラタノ	H24.4.5～H25.10.28解除：市原市、美芝津市 H24.4.5～H25.1.14解除：安房町
		H24.4.8～H28.9.21解除：銚子市
		H24.4.11～H27.1.22解除：船橋市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：志山村
		H24.8.18～H24.8.18解除：船橋市 H24.10.31～H24.10.14解除：鹿野町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
H24.8.18～H24.8.18解除：高山市		
H24.12.22～H24.10.14解除：東条町		
H24.8.23～H24.8.23解除：印旛町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
H24.10.10～：白井町		
原木シイタケ(施設栽培)	H24.8.18～H24.8.18解除：大井町	
	H24.8.18～H24.8.18解除：山武市(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.14～H24.10.14解除：鹿野町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.8.18～H24.8.18解除：東条町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.8.18～H24.8.18解除：千原町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
ゴキウ	H24.8.18～H24.8.18解除：山武市(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
コイ	H24.11.14～H24.10.14解除：鹿野町(ただし、県の実定めの管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
ウズギ	H24.7.18～：千原町及び千原町に隣接する南川(支流を含む。)、千賀川(支流を含む。)	
イノシシの肉	H24.8.30～H25.1.23解除：千原町及び千賀川(支流を含む。)	
その他	茶	H24.11.2～：千原町内の御用川(うち取水施設の下流(支流を含む。))、千賀川(支流を含む。)
	H23.8.2～9.7解除：大網白根市	
	H23.7.4～H24.5.21解除：鹿嶋市	
	H23.8.2～H24.5.28解除：八潮市	
	H23.8.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.18解除：成田市	
神奈川県		出荷制限
茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市	
	H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町	
	H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町	
	H23.8.23～10.28解除：相模原市	
	H23.8.27～10.28解除：厚木市	
	H23.8.27～11.18解除：八潮市 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
農産物	コンブ(野生のものに限る。)	H23.8.3～：魚沼市、増穂町
肉	クマの肉	H24.11.8～：全域(養殖場及び繁殖場を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士宮町、富士河口湖町、穂積村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：碓氷町、御代田町 H24.10.17～：小倉町、碓氷町(マツタケを除く。)
		H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、碓氷町(マツタケに限る。)
		H24.10.11～：碓氷町(マツタケを除く。)
	コンブ	H24.10.11～H27.11.20解除：碓氷市(マツタケに限る。)
		H24.10.17～：小倉町(マツタケを除く。)
		H25.10.1～H27.11.20解除：碓氷町(マツタケに限る。)
肉	シカの肉	H25.10.21～：碓氷町(マツタケを除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御殿町、小山町 H24.10.9～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：磐田市

※ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年3月29日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榑枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.0～： 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～： いわき市、榑倉町
	H23.9.20～： 南相馬市
水産物	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
イカナゴの稚魚	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象